

第二回国会 衆議院 財政及び金融委員會議録第三十号

昭和二十三年五月二十八日(金曜日)

午前十一時五十分開議

出席委員

委員長 早稲田柳右エ門君

理事 塚田十一郎君 豊島田晋作君

理事 中崎敏君 豊島梅林時雄君

理事 青木孝義君 淺利三朗君

理事 石原登君 島村一郎君

理事 吉米地英俊君 宮崎靖君

理事 川合彰武君 河井榮藏君

理事 佐藤觀次郎君 田中織之進君

理事 松原喜之次君 林大作君

理事 八百坂正君 後藤悦治君

理事 中曾根康弘君 長野長廣君

理事 細川八八君 井出一太郎君

理事 内藤友明君 本藤恒松君

理事 堀江實藏君 河口陽一君

理事 本田英作君

出席國務大臣

大藏大臣 北村徳太郎君

運輸大臣 岡田勢一君

労働大臣 加藤勘十君

國務大臣 西尾末廣君

出席政府委員

大藏政務次官 荒木真壽夫君

委員外の出席者

専門調査員 圓地與四松君

専門調査員 氏家武君

本日の會議に付した事件

政府職員の新給與実施に関する法律案(内閣提出)(第六一号)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第六四号)

昭和二十三年の所得税の予定申告書

の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第六八号)

○早稲田委員長 會議を開きます。

政府職員の新給與実施に関する法律案に対する質疑を継続いたしたいと存じますが、その前に一應御報告を申し上げておきます。先回の委員会において本案の取まわしについていろいろ御意見等もあり、修正を要望される向きもあつたのであります。そこで本案について関係方面へそれ／＼善処方を依頼いたしました。今日まで手配をいたしました。承を得るに至らなかつたのであります。その点各委員においても御了解をいただきたいと存じます。

以上申し上げて質疑を継続いたします。

○梅林委員 前会までの委員会におきまして、大体における政府の本案に対する御意図については承つたのであります。給與の水準は國民一般の現実の消費生活といつたようなことを基礎として、御考慮なさつておる二千九百二十円ベースであるということも、この前の法律案審議の場合における委員会において、これまた大藏大臣より承つたところでありました。ところでこの二千九百二十円ベースはあくまでも暫定処置であるというお話でありました。今後の給與に関する基本的な考え方に対する政府の御所見を承りたいと思ひます。

○北村國務大臣 お答え申し上げます。二千九百二十円ベースは、これは買金のことでありますから決してきびげにする性質のものではない。これはわれ／＼の消費生活と対応すべきものであります。しかし一應この法律がきまりますと、次の法律が出るまではこれによつてやるべきことはむろんであります。これは各般のわれ／＼の消費生活の実際等とにらみ合わせまして、おのずから新たな給與水準をきめなければならぬ場合に立ち至ります。それは急いでしかるべき手続を経て法律案をつくつて御審議を願う。さういたしますと新しい法によつて、当然今の二千九百二十円の旧法が吸収せられる、こゝういふ段取りとなるのでございまして、さうに御了承願つてよろしいと思ひます。

○川合委員 すでに本案に對しましては、細部にわたられ／＼質疑し、それに対し政府当局の答弁があつたのであります。あらためて本案の根本的な問題に關しまして、政府の責任ある御答弁を願つたい、かゝるに考へるのであります。まず本法案は申すまでもなく二千九百二十円の水準による給料の支拂方法に關することを内容とする法案であるわけでありまして、ところが本案を通覧いたしますと、この法案の基礎をなしたところの、政府と組合との団体交渉の事項以外の点がこの法案に盛り込まれておる。その第一点にいたしましては、第一條の第一項に人事という言葉が盛り込まれて

す。次に第一條の第二項に國家公務員法云々という言葉が盛り込まれ、さらにその二項の末尾において、この法律のすべての規定は、昭和二十三年十二月三十一日限り、その効力を失ふものとするといふような規定があつて、いかに一見いたしまして、この法律は昭和二十三年十二月三十一日まで効力があるかのごとき印象を與えるような條文があるわけでありまして、この二項と一項とは明らかに矛盾する規定ではないか、かゝるに私は考へるわけでありまして、殊にこの二項の今申し上げました末尾の規定というものは、いかにも二千九百二十円の水準が変更されても、この法律がまだ効力を失はないといふふうにと受取るのであります。かかることがいつてゐる。さらに同じ條項の第三項におきましては、職階制のことが暗示されてゐるわけでありまして、これは政府と組合との協定の中に、かゝる職階体系を云々といふことは、いつてゐないわけでありまして、こゝういふようにいたしましたして協定事項外の規定が挿入されてゐる。さらにまた第二十二條におきまして、いわゆる更正決定を新給與実施本部長は命令することとができるという規定があるわけでありまして、これまた今までの協定に對しまして、すこぶる疑問とすべき條項であります。かゝるような條項が協定外に盛り込まれたことに対する政府の責任ある答弁を要求してやまないものであります。殊に本案の提案趣旨の説明にあつて大藏大臣は、おおむね

組合との了解を得たと言われたのであります。さらにまた給與局長はその附言の説明にあつては、すべて組合側との了解を得たと言葉を申されたのであります。しかしながら、今かゝるような点を列挙して説明いたしますならば、私はおそろしく了解に達していかつたかと思ふ。しかも本委員会におきまして、組合側の代表者の参考的な意見を聴取したときも、かかる事項はわれ／＼の了解外の事項であるといふことをはつきり申されておつたのであります。従つてかかるような協定外の事項が盛り込まれたことに関する政府の説明を要求するわけでありまして、なお先ほど委員長の今までのい／＼な経過の報告があつたわけでありまして、かゝるようなことに対する事情を篤と承し

てゐるといふことを附け加えて、まず質問の第一点としておきます。

○西尾國務大臣 お答えいたします。

詳しいことにつきましては事務当局から答弁をさせますが、こゝに組合側と協定以外のことがい／＼書かれてゐるといふことは、協定に基いて政府の責任においてなすべきことがい／＼盛り込まれてゐるのであります。協定に反し、もしくは協定を阻害するような意味のものはこゝに入れてはいたしません。なおい／＼各條項について御質問のあつたことにつきましては、事務当局から一應答弁をいたさせます。

○今井政府委員 お示しの第一條に關する点については解釈いかにもよる

す。

す。

かとも考えられますが、大体今回の政府側、組合側の新給與整備委員会におきましての打合せによりますと、給與体系につきましては、臨時給與委員会の報告書の方法及び原則によるという事は、完全に了解を得ておるわけでありませう。そうなりますと、おのずから職階級のものになることは当然でございます。職階級のものに相なりませうと、これは結果的にはございませうが、やはり課長なら課長、局長なら局長というものの、おのずからなる人事の運用が統一されてくることにも相なる意味におきまして、この文字がはいつたことをひとつ御了承願いたいと思ふのであります。

それからこの法律のすべての規定が本年一ぱいでなくなるといつた意味はこの期間のうちには、新給與実施本部でありますとか、新給與苦情処理委員会でありませうか、二千九百二十円だけに關係はいたしませんけれども、その後職員から苦情を処理する關係から、若干期間が延びるようなおそれのあるものもございませうが、そういつたものを、實際的にしまして今年一ぱいまでにはおしまいにするといつた意味を、強く現わしたものと御了承願いたいと思ふのであります。

それから第三項の点は、これもはつきりこういふ約束を組合側でいたしたことでないのは御指摘の通りであります。が、いわゆる職階級の建前に相なりませうと、結局國家公務員法というものが現在すでに成立いたしましたとして公布されておる、こういつた關係との関連から、こういふ文字を挿入することに相なつたのであります。なお二十三條の点でございませうが、この点につきまして

は、私は全官公の諸君の誤解と申す方が當つておるのじやなからうかと思ひます。これは全官公の諸君と協定しました際に、各人ごとの給與は、すべて使用主である政府側でこれを決定する、この決定については実施部長がさらに更正決定の権限をもつておる。こういつた協定を文字の上でもはつきり結んでおるのであります。これは決して團體交渉の目標となる問題を扱つておるのでなく、團體交渉の結果によりまして、各人別に俸給をきめます際の規定でございませうので、これが政府側の各省長の権限であります。これは申すまでもございませぬので、それに対しては行政官廳内部の問題といつたしまして、実施部長が更正決定権をもつておるといつたことに相なることは、むしろ筋の當然でなからうか。従つて、それは全官公の諸君の誤解と、私も解釈いたしたものであります。ただそのほかに御指摘になりました私ども、特に私が完全に意見の一致を見たといふことを申し上げましたのは、御質問が突は給與体系、給與の内容といふ点でございませぬので、その点につきましては、これは完全に新給與整備委員会においては意見の一致を見たのであります。ただ法律の形になりました際に、一、二あとにいたつて疑義が起つたといふことに御了承願ひます。

○川合委員 以下お尋ねする点は、特に私は對組合の關係重大な問題と考へますので、特に關係大臣の責任ある御答弁を煩わしたいと思ふ次第であります。先ほど西尾國務大臣は、この法案の中に協定外の事項が加はるといつたこと

は、政府の責任においてやつたのであるといふ御説明がありましたので、これをわれ／＼は了とするわけでありませうが、その政府の責任はどこまでも、やはり組合の意向をも取入れて、組合に対する好意あるものとして責任をおとりにするといふことを、われ／＼は特に希望する次第であります。次に私はこの法律は先ほど申し上げました通りに、どこまでも二千九百二十円の水準の賃金の支拂方法に關するものである、従つてこの二千九百二十円水準が變つた場合においては、先ほど御説明があつたような條項を除きまして、ただちに失効するものであるといふことを、あらためて大臣から確信をいただきたい、かように考へる次第であります。

○北村國務大臣 お尋ねの件は先ほど梅林委員にお答え申し上げました通りであります。これは給與水準が變りますれば法律が新たになる。この場合には當然新法によつて現在の二千九百二十円を中心とする給與法規は變るものであります。また先ほど給與局長より御説明申し上げましたように、法と本年十二月三十一日までといつたものは、これはもとより恒久法ではないといふやうな意味で、さういふことを明らかにいたしましたのであります。から、先に述べましたように給與に關することである限り、人間の生活と關係があり、特に消費生活に重大な關係があることであるから、この問題が變つてきますれば當然變るものであります。かように御了承願ひたいと思ひます。

○川合委員 次にお尋ねしたい点は、二千九百二十円は一月ないし三月の間

暫定給與であるといふようにわれ／＼は理解するわけでありませうが、政府もさういふように解釈しておられるかどうか、この点も御答弁願ひます。○北村國務大臣 お答え申し上げます。政府側から一月ないし三月の暫定的な給與であることは必要によつて改訂が行われるまでの間は、この間が継続するもの、かように御理解願ひます。

○川合委員 われ／＼が組合側から聴取した組合側の意向は、どこまでも一月ないし三月の暫定的な給與であるといふように聴いておるわけでありませう。ところがただいま大藏大臣はさうではない、改訂時期までといふやうなことを言われるのであります。が、なことを言われるのであります。が、しからばこの四月以降に對して政府は、新賃金ベースによつて拂う意思があるかどうか、さらにまた最近臨時給與委員会第一報告書にもあります通り、給與適及を必要ならしめるといつたこととして、いわゆるバックペイメントはしないといふことを確立されるやうであります。四月以降の場合におきましては、四月以降の給與に關しまして、新賃金ベースで拂う意思があるかどうか、また本予算においてさういふやうなことが盛り込まれていくかどうか、また同時にバックペイメントのプリンシプルに對して、この場合はもちろん例外を考慮しているかどうかといふことをお尋ねしたいと思ひます。

○西尾國務大臣 お答えいたします。新しい賃金がきまるまでは二千九百二十円の水準で、給料は支拂うことになつております。たとえば近く物價が

大幅に改訂されます場合に、當然に賃金も改訂せられると思ひますが、その改訂されるまでは二千九百二十円の水準で支給される。また、たとえば新しく三千何百円といふやうな賃金がきまつた場合に、それを四月に遡及して支拂うといふやうな考へは、今のところもつておりませぬ。

○川合委員 われ／＼はこの前の法律第十二号といふものを審議した場合の記録を今振返つてみますと、ただいまの御答弁とやや食違ふといふやうな点があつたように記憶するのであります。これはもう一度あとから讀直して、あらためて政府にお尋ねしたいと思ふのであります。次に再びこの條文に觸りまして、第一條の三項には、明らかに職階制を盛りこんだ規定があるのであります。この職階制を盛りこんだ規定といふものは、二千九百二十円の水準の支拂方法に關する便宜的な規定であつて、將來のいわゆる職階法の内容をなすものであるかどうかといふ点をお尋ねしたいと思ひます。

○西尾國務大臣 給與体系の問題につきましては、労働組合の代表者と政府との交渉の場合に、しばしばその点は明瞭にいたしたのであります。この労働組合側の代表者との間にきまつた給與体系といふものは、不完全である点もありませんから、漸次これが補正されていくものであるが、給與体系といふものはむしろこれは恒久的なものである。それから二千九百二十円といふ賃金水準は、物價の改訂によつて變るものであるから、むしろそれは暫定的な性質をもつておる。さういふやうに話を明らかにいたしましたのであります。組合側の者との間には、その点に

大蔵に改訂されます場合に、當然に賃金も改訂せられると思ひますが、その改訂されるまでは二千九百二十円の水準で支給される。また、たとえば新しく三千何百円といふやうな賃金がきまつた場合に、それを四月に遡及して支拂うといふやうな考へは、今のところもつておりませぬ。

ついで、それが大きな論点でもありませんので、何らの疑点を残さないように了解済みになつてゐると考へてゐるのであります。

○川合委員 次に第二十一條の、執務しなかつた場合についての問題であります。これはいかにも單なる技術的な一つの條文のように受取れるのであります。この解釈いかんによつては各職員にとつて重大な問題を惹起するおそれがあるのであります。従つて私は執務しなかつた場合という内容に關して、この機会に政府の責任あるところの御答弁をお願いしたいのであります。われ／＼の理解する限りにおいては、この執務しなかつたということとは、本人の遅刻とか、あるいはまた早退というように個人的な場合のみに限るといふように理解してゐるのであります。これに対する政府の所見を承りたいと思ひます。

○西尾國務大臣 この点は第二十一條の法第十二号附則第七條の規定が引用されてゐるのであります。その第七條の場合には、遅刻その他の事情によつて執務しない場合には、当然に給料は支給しない。そういうことがきめられておつたのをここでさらに確認したのであります。それはもう既定の事実であります。それとともに、またたとえば争議その他の場合において、執務しなかつたという場合も含めておるのであります。両方を含めてこれは支給しないといふふうに御了解をお願いしたいのであります。

○川合委員 運輸大臣がお見えになりましたので、特に運輸大臣にお尋ねしたいと思ひます。今回の政府職員給與に關する法案であります。この法案が通過し、実施された場合に、國鉄労組の動きというものは、日本今後における労働運動の歩む一つの動きを示すものではないかというように感じます。この法案の通過後において、國鉄の労組がどういふような傾向をとるであらうかという点を、運輸大臣の見解として、この機会にお述べ願ひたいと思ひます。

○岡田國務大臣 お答えいたします。國鉄は今回の新給與に對して、ごく一部は職階級問題で異論を唱えておられる者もござりますが、大多数から申しましたら、この法律に賛成であります。この見解を早くお通しを願ひまして、この法案を早くお通しを願ひましてやつていただければ、大體落着いてまいるのではないかと考へます。

○川合委員 労働大臣にお尋ねしたいと思ひます。われ／＼はこの法案の審議を慎重ならしめるために、非常に時日を要したわけでありまして、先ほど私が質問申し上げましたように、各組合の内部におきましては、非常に不満とする向きもあるやに思つておられます。こういつた場合に、原案のままこれが通過した後において、各組合の動きがどういふような結果になるかという点に關して、この機会に労働大臣の見解をお述べ願ひたいと思ひます。

○加藤國務大臣 ただいまの御質問の要旨は、この法案が原案のまま通過したら、組合の動向はどうであるか。こういうお尋ねであります。この法案の精神とすると、このものは、すでに政府側代表者と組合側代表者との間に協定落の事柄が成文化されたものであります。その成文化されたものの中に、若干当時の協定内容と違つた字句の表

現があるのであります。すでにこうした違つた字句が出なければならなかつた事情も御了承のことと存じます。この点に對する、協定と多少違つておるじやないかという御意見が出るであらうとは思ひます。けれども、これらの点はこの法律の趣旨とするところと根本的に違つておるものではないと考へます。それから、これらの点に對しては、組合の諸君がさういふ御意見を述べられたときに、十分理解をしてもよろうように説明をすれば、了解を得られるのではないかと考へておられます。

○田中(鐵)委員 先ほどの川合委員の質問に對する大藏大臣の答弁のうち、この二千九百二十円水準は、一、三月の暫定的な給與水準であつて、新年度からは新しい賃金水準によるものである。われ／＼はさういふふうに了解してまいつたのであります。その点に對して大藏大臣の答弁が、われ／＼の了解と食い違つておるのであります。もちろん政府として、一、三月の暫定給與水準であつて、新年度以後の問題に對しては新しい水準によるということは今までに言明されたことは、あるいはないかもしれませんが、大體給與水準に關する全官公の争議の解決にあたりまして、われ／＼が四月一日に争議解決に關する勸告決議を行つてゐるのであります。その第四項に「政府は二千九百二十円賃金水準を昭和二十三年一月の民間水準に基くものであるから、新年度においてはなるべく速やかに新賃金水準決定に着手すること」という一項目がはいつてゐるのであります。われ／＼はこの新年度は當然常識的に考へまして、四月一日後のことと了解してゐるのであります。この点

につきまして、もう一度大藏大臣からその点に對する政府の明確なる御答弁を伺いたいのであります。

○北村國務大臣 これはさきに梅林君にお答え申し上げた通りであります。私どもは、一、三月の分として二千九百二十円をきめたのでなく、あれはあのとき一應きまりましたけれども、新しい給與がきまれば、そのときから變るのであります。四月一日から當然新給與ベースになると考へてゐるのでなく、これは先ほど梅林君に答へた通りに御了解願ひたいと思ひます。

○加藤國務大臣 今回の田中君の御質問ですが、もちろん二千九百二十円ベースは、一月から三月までの暫定的なものと見て給與委員会が報告したその報告に基いて制定されたものであります。三月までのものであることに間違ひはないと思つておられます。しかしながら新年度からただちに新賃金水準が行われるということはないのであります。四月以降に對して物價改訂と重大な事情の變化があつた場合に、當然賃金水準の問題が考慮せられる、こういう趣旨であります。従つて当時の見込みにおきましては物價の改訂が、四月下旬かあるいは五月早々に行われる見込みでありましたけれども、諸般の事情から物價改訂の問題が遅れておるのであります。従つてこの間やはり三月までの二千九百二十円水準というものが維持されるというふうな状況にあることを御了承願ひたいと思ひます。

○田中(鐵)委員 その点に關連して、もう一点お伺ひしておきたいのであります。四月十六日の争議解決にあつたの西尾、加藤両大臣の了解事項の第

六項目に「政府及び組合は新給與に關し審議するため、新給與整備委員会の審議終了後、速やかに委員会を設置協議を開始する」となつておられますが、いわゆる新賃金水準の問題について、この新しい委員会が、大體いつごろ設置される見込みでありますか、その点に對しての見解をお伺ひしておきます。

○今井政府委員 申し上げます。新給與整備委員会が終了いたしましたから、全官公の側から新給與委員会を早くもとうとうという申入れを受けまして、政府側の方としてもいろいろ打合せをいたしましたのであります。この委員会の性格、あるいはそれに附随する調停委員会等の件につきまして、政府からの申入れと組合側の意見との食い違ひが了解に達しないために、現在まだ成案を得ておりません。

○佐藤委員 この際本案に對する質疑を打ち切り、一時休憩されんことを望みます。動議として提出いたします。

○早稲田委員長 ただいまの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 それでは本案に對する質疑は打ち切らして、暫時休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後零時五十一分開議

○早稲田委員長 會議を開きます。ただいま全官公代表として、土橋君から傍聴を許してもらいたいという希望がありました。これをお許ししたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

三

○早稲田委員長 それでは土橋君の傍聴を許します。その他の方で委員長の許可のない方は御退席を求めます。これより本案に対する討論をいたしたいと存じます。

○後藤(悦)委員 本案に対して質疑を打ち切れることには異議ございません。同時にこの際討論を省略されまして、ただちに採決にはいられんことを望みます。右動議を提出いたします。

○早稲田委員長 後藤君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○早稲田委員長 御異議なしと認めます。それでは採決いたします。本案に御賛成の各位の御起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決確定いたしました。

〔委員長〕と呼ぶ者あり
○早稲田委員長 ちよつとお待ちください。

○早稲田委員長 続いて昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の十部を改正する法律案を議題として質疑に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○早稲田委員長 たいだいま申し上げました法律案に対して質疑を許したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔委員長、それより前に問題がある〕と呼ぶ者あり

○早稲田委員長 御異議はないようでありますから質疑を許しますがよろしく

ゆうございますか。
〔修正案の問題です〕と呼ぶ者あり
○早稲田委員長 先ほどの議案に対する審査は終結いたしました。ただいま申し上げました法律案について質疑を許します。

○川合委員 午後まで休憩せられんことを望みます。

○早稲田委員長 休憩前にこの法律案をあげたいと存じますがいかがでしよう……。

それでは暫時休憩いたします。午後再開いたします。
午後零時五十分休憩
午後三時六分開議

○早稲田委員長 それでは会議を開きます。食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案、両案を一括して議題といたします。質疑に入ります。

○川合委員 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして質問いたしますが、政府の提案理由の説明中に、今回四百億圓を七百億圓に改める理由として、供出数量の増加、供出期日の短縮、賣拂代金の回収までの期間に要する資金等の需要増加のため、今回三百億圓を増額したというよう

な御説明があつたわけでありませう。最初にお伺いしたい点は、われわれは近々新々物價体系が発表せられ、いわゆる價格の改訂が行われるという

ことを聞き及んでおり、政府もまたその実現に向つて努力されておられるわけ

あります。この法案を通して見た場合に、われわれは米價の値上りというようなことが、これに織りこ

まれていない。少くとも提案の趣旨の中にそういうような片鱗も現われていないことがわかれるわけでありませう。こういうようなことに關して政府

は米價の変更ということに關して、何らかの法案を通しては考えていないか

どうかという点を、まず承りたいと思

います。

○荒木政府委員 お答え申し上げます。御指摘の通り今回の法律改正は、食糧証券発行並びに償還の關係をならみ合わせまして、差引き予定高がおそらくは來年早々にもつとも多くなるであらう。それがおよそ今回の増額を必要とする金額に、プラス何がしかの余裕をみるという程度の見当におきまして今回の改正をお願いいたしましたのであります。御指摘のような物價の改訂があつたならば、どのくらい資金が要するであらう。それに基いてはたしてどういふ考慮をすべきかということ

は、本改正法案には盛りこまれていないのでございます。

○川合委員 これは重大なるいふ意味がありますので、おそろしく当局としてもその点を織りこまないと

ことは、ある程度われわれは了承するわけでありませうが、おそろしくこの米價の改訂があつた場合においては、また再びこの増額ということが問題になるのではないかと、いふように考えてお

るわけでありませう。それはそれといたしまして、この第四條の三の二項に、

今回は買入代金の支拂を委託する先を銀行等に拡張したわけですが、こういう銀行等に資金を交付することは、ある程度銀行に資金を潤沢ならしめて、

いかにも金融資本の擁護という感じを與えるわけでありませう。この銀行以外に郵便局ということもなせ考えなかつたか。その点に關して政府の御答弁を

お願いいたします。

○荒木政府委員 お答え申し上げます。お話のように食糧管理上の便宜と申しますか、農家側からみましても便宜第一に考へまして、從來の制度を拡張いたしました。普通銀行等に取扱わせることにいたしました次第であります。が、御指摘のような郵便局の範圍にまでさらに拡張するということは、實際の必要からいたしまして、その程度の拡張までは必要であるまい、かように考へまして、普通銀行に取扱わせることにいたしましたのでございまして、ことさらに金融機關を擁護しますとか、そういう考へは一つもはいつていないのでございませう。結果的に何がしか御指摘のような意味が出てくるかとは思ひますけれども、それが目的ではなくして、制度の運用を農家側に便宜にした

い、かような考へ方で拡張いたしましたような次第でございませう。

○川合委員 次にお伺いしたい点は、食糧配給公團の件費、事務費は大体年間どの程度のものであるかという点を承りたいと思ひます。

○荒木政府委員 お答えいたします。恐縮でございませうが、実は資料を持ちませんで、御即答申し上げかねるの

でございませうが、お許しただけです。ならば、他の機会に取調べましてお答え申し上げます。

○塚田委員 税の問題に關連して質問いたしたいと存じます。御承知のように、政府側に今度税法の相当大修正があるということになつております。そ

の税法がどういふようになりま

るかといふことは、予算と密接な關連があるの

でありませうが、その予算は大体きまつたといふことに世間に発表せられてお

つて、税法は未だに当委員会に附議せられておられない、こういう状態になつてお

る。この前のときにおいてもそう

い結果があつて、われわれは先般す

でその点についての警告を發してお

いたのであります。どういふわけ

か、今度もまたそういう状態になつて

いるのであります。この点は財政金融

委員会の權威の立場から言ひま

しても、相當重大な問題なのであります。予算をあれだけ組んで、きまつたものとして世間に御発表になるためには、当然税法は政府の考へ通りきまつたといふことを前提におかなければならぬはずであります。殊に本年度の予算の収入面の中において、租税の占める額は非常に大きなパーセンテージになつて

いると思ひます。專賣益金と租税収入と合わせれば、少くとも九〇%、その九〇%の収入の財源になる法律がはつきりきまつたに、どうして予算がきま

るか、われわれとしては実に解しがた

い点でありまして、この点につきまし

て、政務次官の御意見を伺うと同時に、政府側に善処をお願いしたいと考

へておられるわけでありませう。

○荒木政府委員 お答え申し上げます。予算が少くとも歳入に關しまして限り、仰せのごとく税法もしくは專賣關係の法律がきまつて初めて歳入が確定するのでございまして、殊にまた御指摘のように、歳入のほとんど全部とい

つていくくらいに、税法及び專賣關係の法律に關係をもつわけでありませう

で、一日も早く當委員会に提案いたし

まして、十分なる御審議を願うべきことと御指摘の通りだと存じます。ただ新聞紙上御承知の通り、あるいはまたきよう午後から各党に予算内示会を催すことになつておりますけれども、印刷の都合その他からいたしまして、ほんどうの予算案という形におきましては、あるいは数日遅れるかと存ずるのでございます。同時にまた税法等につきましても、ついさうあたりまでいゝるのと関係方面との折衝もございまして、かつまた数回にわたつて開きました、塚田委員も御承知の税制調査懇談会等の論議も斟酌しまして、最後までいわばいじくつていっているというふうな状況下にございまして、ただちに明日にでも正式に提案するということには、いけませんこと、まことに恐縮に存じます。なるべく早く、正式の提案でないといつたとしても、本委員会におきまして実質的に御審査をいただければ、早急な手はずを、できるだけ早く整えたいと存じている次第であります。

○塚田委員 御答弁を了いたしました。しかし、私どもは少くともこれだけのことはぜひお願いしておきたい、かように存するのであります。予算委員会において予算が正式に審議になりますと同時に、これは最も遅れた場合の考え方でありますが、そういう意味においてそれ以前に出していただきたいことを希望したのであります。いろいろなことあるかもしれませんが、どんなに遅れても、予算が予算委員会において審議される。同時に税法がその委員会において審議できるというふうな段取り運んでいただけるのでなければ、税法の審議に対しては責任を負

いがたいことを、この際申し上げておきたいと思ひます。

○荒木政府委員 重ねてのお話に對しまして、ぜひともただいまの御要望に副うべく全力を盡したいと思ひます。

○田中(織)委員 先ほど川合君が質問いたしました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について、一、二お伺いしたいと思ひます。改正の第一点であります、食糧証券及び一時借入金限度四百億円を七百億円に増加させる理由としては、二十四年一月における資金需要が約六百億という予想が、提案理由の説明の中にあるわけであり、二十四年一月の供出最盛期までの間にございましては、現在の予算の編成の過程において、具体的になつてきております物價改訂の問題に關連して、当然米價の改訂が行われなければならぬと思ふのであります。二十四年一月のいわゆる供出最盛期の特別会計資金の需要を予想して、現在の法案を提出せられる以上、少くとも現在の米價について、一般物價改訂との關係において、どういふ方針をもつておるかということ、明確にしておいた

だかなければならぬと思ふのであります。先ほど政務次官のお話では、この問題と切り離して考へておるといふこととございましたが、私は一應供出の最盛期という相当先のものを見込んでこの法律の改正であります以上、その間における米價の改訂の問題については、どういふ御方針であるかを、差支えない範圍においてお伺いしたいと思ふのであります。直接所管の關係でなければ、適当な機会にこの点を明確にしておきたいと思ひます。

○荒木政府委員 お答へ申し上げます。米價につきましては、直接大藏省の所管でもありませんので、私が出過ぎたことをお答へ申し上げます。これはいかかかと存じますけれども、この法案に關します限りは、米價の決定ということとは、いさうな關係からいたしまして、政治問題としてもデリケートな關係にありまして、また経済問題といつたしましても、今からかりに推定であるといつたしましても、考慮に入れてこの法案の限度額を引上げ、わくを予定するのいかかかといふことからいたしまして、この問題は別途に改めて考へまして、追加を必要としますれば追加をする、さうな考へ方で提案いたしておるような次第であります。

○田中(織)委員 その点は承りました。次にお伺いしたいのは、提案理由の第三点に關連しての問題でございます。先ほど政務次官の食糧配給公團に對する交付金、あるいは公團からの納付金等の数字については、別の機会に資料をもつてお答へすることとありますが、私はその機会に、昨年度の供出以後において米價の改訂が行われ

ましたのが、食糧特別会計の収入といふことになつているのであります。この点は消費者にほとんど全部償上げ部分が轉嫁されているわけであり、いわゆる年に一度しか生産しない農民に對しては、還元支拂といふか、追ひ拂いがされていらないのであります。昨年の供出以後における米價改訂によつて、特別会計において大体どのくらい収入を上げておるか、その数字についても併せて御報告願ひたい、かように希望いたします。

もう一点は、支拂機關といつたして、今度銀行を加へられたことについて、先ほど川合委員から伺つたことで了承したのであります。その次に農業協同組合または農業会に委託するといふことに相なつていられるのであります。現在農業協同組合はまだ全面的に設立をみておりませんので、農業協同組合と農業協同組合の、いわば二本建てみたいな形に相なつていることが実情でございまして、大体農業協同組合の設立もほど遠くないことであり、この農業協同組合の設立に伴ひまして、農業協同組合の設立に到達いたしましたならば、当然農業会がこの食糧管理特別会計關係の、買入代金の支拂機關たる機能を喪失することと思ひますが、さういふように了解してよろしゅうございませうか。

○荒木政府委員 お答へ申し上げます。お説の通りであらうと存じます。

○梅林委員 質疑も大体終了したようであり、討論を省略してただちに採決せられんことを希望いたします。

○早稻田委員長 ただいま梅林委員より、質疑を打切り討論を省略して、ただちに採決せよという動議が出ましたが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 動議の通り決めます。それでは採決いたします。両案に對して御賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○早稻田委員長 起立総員。従つて両案は原案の通り可決確定されました。

本日はこちらをもつて散会します。午後三時二十八分散会

〔参照〕
政府職員の新給與実施に關する法律案(内閣提出)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

に關する報告書

〔都合により附録に掲載〕

昭和二十三年七月十二日印刷

昭和二十三年七月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(第一類 第十六号)

(三七)